

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十一年教育委員会規則第九号）

改正案	現行
<p>第七条 条例 第五条、第六条、第八条第二項第二号、第十条、第十条の四、第十条の五、第十条の六及び第十条の七の規定による手当は、その月分を翌月の給料の支給日に、</p> <p>条例 第八条第二項第一号の規定による手当は、その月の給料の支給日にそれぞれ支給する。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>第七条 条例 第四条、第五条、第六条、第八条第二項第二号、第十条、第十条の四、第十条の五、第十条の六、第十条の七及び第十条の八の規定による手当は、その月分を翌月の給料の支給日に、</p> <p>条例 第七条及び第八条第二項第一号の規定による手当は、その月の給料の支給日にそれぞれ支給する。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>

（参考）改正前「公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例」関連条文

<p>（夜間定時制高等学校勤務手当）</p> <p>第四条 夜間定時制高等学校勤務手当は、夜間制の定時制課程を置く県立又は市町村の高等学校に勤務し、勤務時間が午後七時三十分以降に及ぶ学校職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務一回につき二百三十円とする。</p> <p>（冷凍室内作業手当）</p> <p>第十条の八 冷凍室内作業手当は、練習船加能丸の冷凍室又は魚倉内において漁獲物の冷凍作業又は水揚げ作業に従事する学校職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務一日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 勤務時間が三時間以上である場合 六百五十円</p> <p>二 勤務時間が一時間以上三時間未満である場合 二百三十円</p>
--